

高石市生産緑地地区の指定に関する基本方針

平成 29 年 9 月

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものとされています。

生産緑地地区の指定について、平成 3 年の生産緑地法及び地方税法の改正に伴い、三大都市圏の特定市にある市街化区域内の農地は、保全すべき農地として生産緑地地区の指定を受けるか、宅地並みの税負担を甘受するかを平成 4 年末までに決める必要が生じました。本市では市街化区域内の農地の内、約 3 分の 1 程度が生産緑地地区の指定を受け、運用が行われてきました。

しかし、それ以降の生産緑地地区は、主たる従事者の死亡や故障等の理由による買取申出について、市の財政事情や経済情勢の不況等の理由により、買い取りや斡旋が不調となり、農地として永続されることは難しく、年々生産緑地の面積は減少傾向にあります。

一方、生産緑地地区のあり方は当初より大きく変化し、その役割の重要性は向上しています。

生産緑地は、都市及びその近郊における農業である「都市農業」の一部を担い、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしております。

本市は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行に伴い、生産緑地地区に係る都市計画運用指針が改正されたこと等を踏まえ、農業と調和した良好な都市環境の形成を資するため、別に定める基準により、市の関連する計画との整合性に留意した上、農地所有者等の意向を十分に尊重し、生産緑地地区の指定を計画的に行うものいたします。